平成２１年（フ）第１７５６号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目13番７―205号
市営住宅
債務者　中村久視子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８６号
神奈川県座間市小松原１丁目42番５―201号
大場マンション
債務者　上口　隆司
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２８８号
神奈川県相模原市矢部新町１番８―404号
債務者　田口智恵美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４１６号
栃木県宇都宮市今泉３丁目１番６号　菅又ハイツⅡ403
債務者　糸井　洋美
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４２６号
栃木県鹿沼市深津2217番地１
債務者　鈴木　清美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４６１号
栃木県宇都宮市西川田町948番地19
債務者　宮本美佐男
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４６２号
栃木県宇都宮市鶴田町1892番地１
債務者　中島　重男
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４６３号
栃木県宇都宮市若草１丁目９番１号　グランディハイツ若草304、前住所栃木県宇都宮市戸祭元町３番３号　エクセレンス元町205
債務者　飯野　里美
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４６４号
栃木県大田原市大神600番地
債務者　石崎　真一（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４６７号
栃木県宇都宮市宝木町１丁目2583番地22
コーポエクセルⅡ102
債務者　加藤　京子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１２０７号
神奈川県藤沢市長後668番地の１井上第２ビル301
債務者　大平　一利
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５７２号
横浜市中区本郷町３丁目213番地６　サラ本郷館１号室
債務者　大川美智子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６５３号
神奈川県藤沢市善行団地１番３―203号
債務者　竹内歌詩子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８３５号
横浜市戸塚区吉田町1362番地１　ハイツサンライズ103号
債務者　寺本　一彦
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８８号
愛知県豊橋市神野新田町字八ノ割16番地の16
債務者　林　　崇敦
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２８２号
栃木県さくら市草川17番地15
債務者　福本　美江
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係